

経営向上資金融資

区向上

令和 8 年度版

融資名	資金使途		融資限度額	融資期間	据置期間	年利率	利子補給	信用保証料
経営向上資金融資	①～⑦	運転設備	8,000万円	9年以内	1年以内	2.0%以内	1.5%以内 〔本人負担 0.5%〕	全額補助

※資金使途の①、②、③、④、⑦については、原則として設備資金が対象です。

※併用の場合、融資限度額は①～⑦を併せ8,000万円です。

※「⑧ワーク・ライフ・バランス推進、地球温暖化対策取組企業支援」は令和3年3月31日で終了しました。

融資対象者

融資対象者は、次の各号に規定する要件を満たし、融資の返済が可能であると認められる中小企業者です。

- (1) 江戸川区内に住所（法人にあっては本店）を有する中小企業者であること。ただし、事業所を区内のみに有し、3年以上経営実績のある個人については、この限りでない。
- (2) 江戸川区内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること。ただし、1年以上経営実績があり、かつ、本店を区内に移した法人については、この限りでない。
- (3) 個人にあっては特別区民税又は市町村民税を、法人にあっては法人住民税又は法人市町村民税を完納していること。ただし、地方税法第15条若しくは同法第15条の4の規定による徴収猶予又は同法第20条の5の2の規定による期限の延長がなされた場合は、この限りでない。
- (4) 法律に基づく資格、許認可等を要する業種にあっては、その資格を有し、又は許認可等を受けていること（当該資格を取得又は当該許認可等を受けることが確実と見込まれる場合を含む。）。
- (5) 信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。

資金使途

経営の向上、改善又は社会的課題への取組を目的とする以下の設備・運転資金を対象とします。

- ① 製造等設備近代化（製造用などの機械設備の新設・更新、工場建築・取得、耐震改修）
- ② 情報技術関連設備等（情報システム導入、ネット店舗の開設、消費税軽減税率対策、キャッシュレス化対応）
- ③ 店舗開設・改装（小売業・飲食業・サービス業等の区内店舗の新設、改装、バリアフリー化、受動喫煙防止対策）
- ④ 地球温暖化、節電・停電、公害・アスベスト対策（業務用の低公害・低燃費車等、節電・省エネルギー設備、自主電源設備等の地球温暖化対策推進設備の導入、環境関連法令への対応・アスベスト対策の経費）
- ⑤ 新製品・新技術開発（新規の設備投資等を要する新製品・新技術の開発と販売開始以前に要する費用）
- ⑥ 事業転換・多角化（新事業（現状と別の事業又は原料、生産方法、販路などが異なるもの）の立ち上げに要する費用）
- ⑦ ワーク・ライフ・バランス推進設備等導入（事業所内保育施設の設置・改修など、従業員が仕事と家庭生活を両立できる職場環境並びに男女が共に働きやすい職場の実現のための設備の導入費用又は受動喫煙防止対策のための設備の導入費用）

※資金使途の①、②、③、④、⑦については、原則として設備資金が対象です。

保証

- (1) 原則として信用保証協会の保証を要します。
- (2) 連帯保証人は、信用保証協会の基準によります。（法人：原則として代表者、個人：原則として不要）

申込みから融資実行まで

- (1) 申込書類（所定の申込書、事業計画書、納税証明書等）のほか、下表の資料を区に提出します。
- (2) 申込受付後、区は事業計画等についての資金使途、実現性等を審査します。
また、資金使途が「⑤新製品・新技術開発」、「⑥事業転換・多角化」の場合、経営診断員を派遣し、調査します。
- (3) 審査の結果、申込内容があっせんに適している場合、希望金融機関あてに紹介書を発行します。
- (4) 金融機関及び信用保証協会にて融資の可否について審査のうえ、融資が実行されます。
- (5) 融資実行後、金融機関を通じて、事業計画の実施を証明する資料（契約書（写）、領収書（写）、車検証（写）等）を区に提出します。
- (6) 資金使途が「⑤新製品・新技術開発」、「⑥事業転換・多角化」の場合は、融資実行から6か月を経過した後、1年を経過するまでの間に、区が経営指導を行います。

申請に必要な書類

※下記のほか、審査の過程で資料の提出を求める場合があります。

1	江戸川区中小企業振興事業資金融資申込書（黄色2枚組）【区指定様式】	
2	◆経営向上資金融資 事業計画書【区指定様式】 ※上記計画書の外 ・「環境関連規制対応・アスベスト対策」を融資目的とする場合 …「公害・アスベスト対策概要説明書」 ・「節電・省エネルギー設備導入」を融資目的とする場合 …「節電・省エネルギー効果説明書」	
3	利子補給金申請等委任状（白色2枚組）【区指定様式】	
4	信用保証料補助金交付申請書（青色2枚組）【区指定様式】	
5	資金使途や事業内容を確認する資料【様式は任意】 ・導入機器等の資料：見積書（写）、機器等のカタログ ・建物工事等の資料：設計図（写）、建築確認申請書（写）、賃貸契約書（写）、見積書（写） ・計画内容の裏付資料：許認可証（写）、耐震・アスベスト等の調査報告書（写）、現場写真 など	
	《法人》	《個人》
6	履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） 印鑑証明書（法人のもの）2通	印鑑証明書（申込人のもの）2通
7	法人税納税証明書〈その1〉又は法人事業税納税証明書	所得税納税証明書〈その1〉又は個人事業税納税証明書
8	法人都民税納税証明書 （又は法人市町村民税納税証明書）	特別区民税納税証明書又は市町村民税納税証明書 ※江戸川区民は省略可

※NPO法人の場合は、上記の書類に加えて、前事業年度の「事業報告書等」（写）（原則として東京都の受付印のあるもの）を添付
 「事業報告書等」… ○事業報告書 ○計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録
 ○年間役員名簿 ○社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面

資金使途の細目

使途の種類 (指定趣旨)	資金使途の内容	留意事項	事前診断要否 事後報告添付資料
①製造等設備近代化 ものづくり産業振興のため区内の製造用等の設備の新設、更新を支援する	○製造用等の機械設備等の新設・更新の経費 「製造用等」：各種の製品、商品等の製造、修理、修繕、廃棄処理に用いるもの 「機械設備等」：機械、設備本体と稼働に必要な周辺機器と設置工事を含む 「新設・更新」：新規取得、既存機械設備の更新の経費（設置当初の保守費、既存機械設備等の撤去廃棄費を含む） ○製造用等の工場建物の建築・取得、耐震改修経費 「工場建物」：製造用等の機械設備等を設置する工場、作業所の建物 「建築・取得」：新築・建替え、中古建物の取得の経費（移転費用含む） 「耐震改修」：耐震診断に基づく改修	◇ 製造小売業の製造設備を含む ◇ 工具・治具のみは対象外 ◇ リース物件は対象外 ◇ 工場建物の一部修繕は対象外（機械設置に伴う設備工事、耐震改修は可） ◇ 事務所兼用の場合、工場部分の床面積が 2/3 以上の建物は工場と見做す。 ◇ 住宅兼用の場合、工場部分の床面積のみを対象とする。 ◇ 耐震診断の場合は診断結果の報告書を添付のこと	<u>事前診断</u> なし <u>事後報告資料</u> ◇ 設備等の納品書、保証書等調達を確認できる文書の写し ◇ 建物建築・取得、改修に係る契約書等の写し

使途の種類 (指定趣旨)	資金使途の内容	留意事項	事前診断要 否 事後報告添付資料
②情報技術 関連設備 等 経費削減、 軽減税率対 応、販売チ ャネル多様 化などの経 営改善のた めＩＣＴ投 資を支援す る	○事業用システムの導入経費 「事業用システム」：事業用の情報シ ステムの開発又はパッケージシステ ムの新規導入 「導入経費」：ソフトウェア、ハード ウェア、ネットワーク構築などシス テムの稼働に要する経費（稼働当初 の保守費経費含む） ○ネット店舗開設経費 「ネットショップ」：小売業、飲食業 等の消費者向け販売、予約等を行う インターネット上のサイトで自社独 自サイト又は既存サイトへの出店 「開設経費」：情報システム、販売用 サイトの開発又はパッケージシステ ムの新規導入、既存サイトへの出店 経費、各種認証等の取得経費、ハー ドウェア、ネットワーク構築経費等 を含む（稼働当初の保守費含む） ○消費税軽減税率対策、キャッシュ レス化対応経費 ◇ 消費税の軽減税率制度、決済のキ ャッシュレス化に要するレジ等の 機器、会計・決済システムの導 入・改修経費及びそれに伴う諸経 費（稼働当初の保守費、既存設備 の撤去経費等も含む）	◇ ＰＣ等機器単体のみの導 入、更新は対象外。 ◇ ＳＥ作業を要しないオフィ スソフトなど簡易なソフト ウェア単体の導入は対象外 とする。 ◇ 既存システムの追加ライセ ンス取得費、一部改修及び メンテナンスの経費は該当 しない。 ◇ ネットワーク経由で区内事 業所からアクセスする場 合、サーバの設置場所は区 内外を問わない。 ◇ 軽減税率対策、キャッシュ レス対応の場合、レジ、決 済用端末単体の導入も対 象とする。	<u>事前診断</u> なし <u>事後報告資料</u> ◇ システム開 発等の契約 書、ライセ ンス証書等 の写し ◇ ネットショ ップの出 店、サーバ レンタル等 の写し等 ◇ 設備・改修 等の納品 書、完了 届、保証書 等調達を確 認できる文 書の写し等

使途の種類 (指定趣旨)	資金使途の内容	留意事項	事前診断要 事後報告添付資料
③店舗開設 ・改装 区内への新規出店の促進と既存個店の売上向上を支援する	○<u>小売業・飲食業・サービス業・不動産取引業の店舗新設又はそれに準じた改装の経費</u> 「店 舗」：不特定の顧客（消費者）への商品の販売、サービスの提供を直接行うための事業所 「新 設」：店舗用建物等の新設、建替え、中古建物等の取得、賃貸用店舗の保証金等に要する経費、店舗用建物等の内外装工事及び設備の取得、設置に係る経費 「改 装」：店舗用建物等の内外装、設備等の全面的な更新、又は、バリアフリー対応のための一部内外装、設備の更新 ○<u>受動喫煙防止対策に伴う店舗の改修・設備導入経費</u> ◇ 屋外喫煙場所・喫煙室（指定たばこ専用も含む）の設置・改修費、それに伴う設備工事、換気装置設置経費、既存喫煙室撤去経費等	◇ 区内の店舗に限る。 ◇ 「居抜き」の建物設備の譲渡も可 ◇ 住宅兼用店舗は店舗部分のみを対象とする。 ◇ 既存店舗の一部改修（機器更新、メンテナンス等）はバリアフリー・受動喫煙防止対策目的以外対象外。 ◇ 屋根、座敷、調理設備などを備え、主に船上で宴会や食事をして楽しむための船舶（区内係留し、主に区内で乗下船するもの）は「店舗」と見做す。	<u>事前診断</u> なし <u>事後報告資料</u> ◇ 設備等の納品書、保証書等調達を確認できる文書の写し ◇ 店舗改装に係る契約書等の写し

使途の種類 (指定趣旨)	資金使途の内容	留意事項	事前診断 事後報告添付資料
④地球温暖化、節電・停電、公害・アスベスト対策	○低公害・低燃費車等の導入経費 ◇ 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 35 条に規定する知事が別に定める低公害・低燃費車に関する要綱」第 3 条第 1 項に定める特定低公害・低燃費車の導入経費 ○旧型車両の買換え経費 ◇ 現在所有している平成 19 年（平成 27 年度燃費目標基準策定）以前に初度登録された車両の買換え費用 ○低公害型の建設機械の導入経費 ◇ 「低炭素型建設機械の認定に関する規程」等に定める低公害型の建設機械等の導入経費	◇ 「低公害・低燃費車等」「旧型車両買換え」融資対象車の共通要件 ➤ 未登録の新車であること ➤ 次のいずれかの種別に該当すること ・道路運送法における事業用自動車（営業用のいわゆる「緑ナンバー」） ・道路運送車両法における貨物自動車又は特殊用途自動車、大型特殊自動車（いわゆる「1、4、8、9 ナンバー」） ◇ 「低公害・低燃費車等」「低公害型建設機械」の確認方法は P10 参照 ◇ 「旧型車両買換え」の要件（確認のため買換前車両の車検証添付） ➤ 道路運送法の区分（「家用」「営業用」）が同一であること ➤ 道路運送車両法の分類番号が同一であること（ナンバープレートの 1, 3, 4, 5, 8, 9 などの番号が同一）	<u>事前診断</u> なし <u>事後報告資料</u> ◇ 車検証の写し ◇ 買換え元の車両を処分したことを証する資料 ◇ 機械等の導入を証する資料

地球温暖化対策推進設備の導入等に係るコスト負担を軽減し、事業者の地球温暖化対策や公害・アスベスト対策を促進する

使途の種類 (指定趣旨)	資金使途の内容	留意事項	事前診断要否 事後報告添付資料
④地球温暖化、節電・停電、公害・アスベスト対策	○<u>自主電源設備の導入経費</u> ◇ 事業用(太陽光含む)の発電設備とその導入に伴う設備工事の経費 ○<u>節電・省エネルギー設備の導入経費</u> ◇ 「都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱」に定める推奨機器等の導入経費 ◇ 以下の機器、設備の導入又は改修工事の経費で現状に比べ節電・省エネルギーの効果が明らかなもの。※1 《対象機器、工事 ※2》 (1) 熱源・熱搬送設備 (2) 空調・換気設備 (3) 照明・電気設備 (4) その他の設備 ○<u>環境関連規制・アスベスト対策の経費</u> ◇ 環境関連法令への適合のために実施する調査、設備等の新設、更新の経費 ◇ アスベストの除去に伴う設備等の更新、除却経費	◇ 機器の導入に伴う建物設備の改修費を含む。 ◇ 発電設備は自社使用電力に充てるものを対象とし、全量買取制による売電を目的とする設備を除く。 ※1 専門家(エネルギー管理士、電気主任技術者又は区等の派遣するアドバイザーなどの専門家、若しくは導入する設備等のメーカーの技術担当者、実施する工事の設計者等)の作成する導入機器とその節減効果についての資料を要する。 ※2 対象機器は都が定める「総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット算定ガイドライン」に準じる。詳細はP11参照 ◇ 環境関連法令の主な例 ・大気汚染防止法 ・土壌汚染対策法 ・騒音規制法 ・振動規制法 ・悪臭防止法 ・都環境確保条例	<u>事前診断</u> なし ※但し、環境関連規制等の対策は所管課へ意見照会し、法令適合を確認する。 <u>事後報告資料</u> ◇ 調査、設備改修等の実施を確認できる契約書等写し ◇ 設備等の契約書、納品書、保証書等調達を確認できる文書の写し

使途の種類 (指定趣旨)	資金使途の内容	留意事項	事前診断要否 事後報告添付資料
⑤新製品・新技術開発 (売上の向上につながる新製品等の開発を促進する)	○新製品、新技術の開発のための経費 ◇ 新製品、新技術の開発、製造、提供に要する設備経費 ◇ 新製品、新技術の売上計上までに要する外注費、原材料費、知的所有権の取得経費、広告費等の諸経費（運転資金）	◇ 新製品、新技術は既存の設備での開発等が不可能なもので開発の可能性が十分にあるものを対象とする。 ◇ 申込時雇用済の人件費は対象外	事前診断 経営診断員を派遣して行う。 事後報告資料 ◇ 設備等の契約書、納品書等調達を確認できる文書の写し
⑥事業転換・多角化 (既存事業を見直し、経営改善に取り組む事業者を支援する)	○新たな事業の立ち上げに要する経費 ◇ 新事業の立ち上げに要する設備経費 ◇ 新事業の立ち上げ及び売上計上までに要する外注費、原材料費、広告費等の諸経費（運転資金）	◇ 原則として別業種であること ◇ 同一業種の場合、原材料、生産技術、製品機能と用途、販路などの要件が異なるもの対象とする。 ◇ 申込時雇用済の人件費は対象外	事前診断 経営診断員を派遣して行う。 事後報告資料 ◇ 設備等の契約書、納品書等調達を確認できる文書の写し

使途の種類 (指定趣旨)	資金使途の内容	留意事項	事前診断要否 事後報告添付資料
⑦ワーク・ライフ・バランス推進設備等導入 (ワーク・ライフ・バランスの推進等のための設備導入のコスト負担を支援する)	○<u>従業員が仕事と家庭生活を両立できる職場環境並びに男女が共に働きやすい職場の実現のための設備の導入費用</u> ◇ 事業所内保育施設の設置・改修費や妊婦用休憩室の整備等 ◇ 男女共用であった設備（更衣室、洗面所等）を分けるための新設 ○<u>受動喫煙防止対策に伴う事業所の改修・設備導入経費</u> ◇ 屋外喫煙場所・喫煙室（指定たばこ専用も含む）の設置・改修費、それに伴う設備工事、換気装置設置経費、喫煙室撤去経費等 「事業所」：本店（個人の場合は主たる事業所）、支店、工場、作業所、倉庫等（賃貸住宅除く）	◇ 住宅兼用事業所の場合は対象外	<u>事前診断</u> なし <u>事後報告資料</u> ◇ 設備・改修等の納品書、完了届、保証書等調達を確認できる文書の写し ◇ 建物建築・取得、改修に係る契約書等の写し
全ての使途 共通の要件	◇ 工場、店舗等は区内を対象とする。 ◇ 機械、設備（車両除く）の設置場所は区内を対象とする。 ◇ 土地取得費（借地権含む）は対象外		

「地球温暖化対策」「節電・停電対策」の対象となる低公害・低燃費車、節電・省エネルギー設備等

種別	要 件	問い合わせ先・確認方法
低公害・低燃費車等	○ 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 35 条に規定する知事が別に定める低公害・低燃費車に関する要綱」第 3 条第 1 項に定める特定低公害・低燃費車	都指定特定低公害・低燃費車について 東京都環境局 環境改善部自動車環境課 TEL:03-5388-3519 東京都 特定低公害・低燃費車 で検索
	○ 低公害型の建設機械等 (1) 「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」又は「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(第 3 次基準値) (2) 「低炭素型建設機械の認定に関する規程」に基づき指定された低炭素型建設機械 (3) 「燃費基準達成建設機械の認定に関する規程」に基づき指定された燃費基準達成建設機械 (4) 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(オフロード法)」における基準適合表示を付された特定特殊自動車 (5) 「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械のうち超低騒音型建設機械及び低振動型建設機械	環境対策型建設機械の普及促進のための融資制度について 国土交通省総合政策局 公共事業企画調整課業務係 TEL:03-5253-8111 環境対策型建設機械融資制度 で検索 低騒音型・低振動型建設機械の指定について 国土交通省総合政策局 公共事業企画調整課環境・リサイクル企画室 環境技術係 TEL:03-5253-8111 建設機械 騒音振動対策 で検索
節電・省エネルギー設備	○ 「都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱」第 2 の対象機器 (1) 空調設備 ・エアコンディショナー ・ガスヒートポンプ式冷暖房機 (2) 照明設備 ・蛍光灯照明器具 ・LED 照明器具 ・LED 誘導灯器具 (3) 小型ボイラー設備 ・小型ボイラー類 (4) 再生可能エネルギー設備 ・太陽光発電システム ・太陽熱利用システム	省エネ導入推奨機器について 東京都地球温暖化防止活動推進センター TEL:03-5990-5087 東京都 省エネ導入推奨機器 で検索
	○ 以下の機器、設備の導入又は改修工事の経費で現状に比べ節電・省エネルギーの効果が明らかなもの。 《対象機器、工事》 (1) 熱源・熱搬送設備 冷却ユニット、ヒートポンプユニット、ボイラー 等 (2) 空調・換気設備 高効率空調機、全熱交換器、換気用ファン 等 (3) 照明・電気設備 H f 式蛍光灯ランプ、L E D 照明器具、照明のセンサー制御 等 (4) その他の設備 給湯設備、エレベーター制御機器、コンプレッサー、ポンプ、冷凍冷蔵設備、工業炉、断熱ガラス等	対象機器について 対象機器は都が定める「総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット算定ガイドライン」に準じます。 都内中小クレジット算定ガイドライン で検索 節電・省エネルギー効果説明書について 融資申込みには、導入機器とその省エネルギー効果について専門家※の認証した「説明書」を添付します。 ※エネルギー管理士、電気主任技術者又は区等の派遣するアドバイザーなどの専門家、若しくは導入する設備等のメーカーの技術担当者、実施する工事の設計者等)